

福島・宮城・山形 広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行なうため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1)食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2)応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3)応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4)避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5)その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況及び要請理由
- (2)提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3)派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4)応援の場所及び経路
- (5)応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行なうことができる。この場合においては、前条の要請があったものと

みなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行なうため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市長 瀬戸孝則

二本松市長 三保恵一

伊達市長 仁志田昇司

本宮市長 高松義行

桑折町長 高橋宣博

国見町長 太田久雄

川俣町長 古川道郎

大玉村長 押山利一

《仙南地域広域行政圏》

白石市長 風間康静

角田市長 大友喜助

蔵王町長 村上英人

七ヶ宿町長 梅津輝雄

大河原町長 伊 勢 敏

村田町長 佐 藤 英 雄

柴田町長 滝 口 茂

川崎町長 小 山 修 作

丸森町長 保 科 郷 雄

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市長 立 谷 秀 清

南相馬市長 桜 井 勝 延

新地町長 加 藤 憲 郎

飯舘村長 菅 野 典 雄

《亶理・名取広域行政圏》

名取市長 佐々木 一十郎

岩沼市長 井口 經明

亶理町長 齋藤 邦男

山元町長 齋藤 俊夫

《置賜広域行政圏》

米沢市長 安部 三十郎

長井市長 内谷 重治

南陽市長 塩田 秀雄

高畠町長 寒河江 信

川西町長 原田 俊二

白鷹町長 佐藤 誠七

飯豊町長 後藤 幸平

小国町長 盛田 信明